

～ご契約のお申し込みにあたって～

◆この「重要事項説明書(注意喚起情報)」にはご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご注意ください事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。この「重要事項説明書(注意喚起情報)」のほか、ご契約の内容に関する事項は別途送付する「ご契約のしおり一約款」に詳しく記載しておりますので、ご確認ください。

1. 個人情報の利用目的

- (1) 個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
- ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払
 - ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ・第一生命業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ・その他保険に関連・付随する業務
- (2) 前号にかかわらず、番号法で定める個人番号(以下、個人番号といいます)を含む特定個人情報は、以下の事務実施に必要な範囲にのみ利用し、ご本人の同意があっても、それ以外の目的には利用しません。
- ① 保険に関する取引がある場合: 保険取引に関する法定調書作成事務
 - ② その他上記①に関連する事務
- (3) これらの利用目的は、第一生命ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、ご本人から直接書面等にて情報を取得する場合に明示いたします。

2. 個人情報の取扱に関する了解事項

お客さまの個人情報(個人番号を含む特定個人情報を除く)は、本保険の事務手続きに必要な範囲内で事業主、第一生命、他の取扱生命保険会社および他の取扱金融機関の間で相互に提供されます。なお、事業主はお客さまの個人情報を本保険の事務手続きのため使用いたします。

財形貯蓄種類 (商品名)	第一の財形年金貯蓄 (財形年金積立保険)	第一の財形住宅貯蓄 (財形住宅貯蓄積立保険)	第一の財形貯蓄 (勤労者財産形成貯蓄積立保険)
● 満たすことのできる契約者のニーズ(加入目的)	◆ 豊かな老後の資金づくり	◆ 住宅の取得や増改築等のための資金づくり	◆ 資金用途自由の貯蓄による財産形成
● 契約の制限	◆ 一人1契約	◆ 一人1契約	
● 保険料の払い込み	◆ 保険料は、給与から控除することにより、定期的に払い込みいただけます。月払、賞与時払およびその併用があります。		
● 保険料累計額の最高限度額	◆ 保険料累計額で 385 万円以内(財形住宅貯蓄とあわせて 550 万円まで)	◆ 保険料累計額で 550 万円以内(財形年金貯蓄とあわせて 550 万円まで)	◆ 保険料累計額で 3,000 万円以内
● クーリング・オフ制度	◆ 本商品は、クーリング・オフ制度の対象外です。契約の申し込みを撤回することはできませんので、契約に際しては事前に十分にご検討ください。		
● 責任開始期	◆ 申し込みいただいた契約を第一生命が承諾した場合には、契約者を雇用している事業主が第1回保険料相当額を契約者の給与から控除した日から保険契約上の責任を負います。 ◆ 生命保険契約は、契約者と第一生命との間で締結される契約であり、契約者からの申し込みをいただき、第一生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権はありません。		
● 保険金・年金などのお支払い	<p>① 年金</p> <p>◆ 年金支払開始日以後、毎年の応当日にお支払いします。年金の種類には、確定年金(6年、10年、15年受取)のほか、10年保証終身年金があります。</p> <p>◆ 年金額は年金支払開始時(初回年金開始日)に確定します。</p>	<p>① 生存給付金</p> <p>◆ 住宅取得・増改築等の後1年以内にその資金にあてるため、または住宅取得・増改築等の頭金に充当する場合、その払出基準日に被保険者が生存しているときに、積立金の全部または一部をお支払いします。</p>	<p>① 満期保険金</p> <p>◆ 被保険者が保険期間の満了時に生存しているときに保険期間満了の日における積立金をお支払いします。</p>
	<p>② 災害死亡・災害高度障害保険金</p> <p>◆ 被保険者が、責任開始期以後(財形年金積立保険については年金支払開始日以前に限ります)に発生した不慮の事故により、その事故が発生した日から数えて180日以内、かつ、保険期間満了前に死亡したときまたは所定の高度障害状態に該当したときは、事故の発生時における払込保険料累計額の5倍相当額をお支払いします。</p> <p>◆ 被保険者が、責任開始期以後(財形年金積立保険については年金支払開始日以前に限ります)に発病した所定の感染症を直接の原因として保険期間満了前に死亡したときは、第一生命が認定した発病時における払込保険料累計額の5倍相当額をお支払いします。</p>		
	<p>③ 死亡・高度障害給付金</p> <p>◆ 被保険者が、責任開始期以後(財形年金積立保険については年金支払開始日以前に限ります)に死亡したとき、または責任開始期以後の傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態に該当したときには、死亡日または高度障害状態に該当した日における積立金をお支払いします。(災害死亡・災害高度障害保険金をお支払いする場合を除きます。)</p>		

財形貯蓄種類 (商品名)	第一の財形年金貯蓄 (財形年金積立保険)	第一の財形住宅貯蓄 (財形住宅貯蓄積立保険)	第一の財形貯蓄 (勤労者財産形成貯蓄積立保険)
●保険金をお支払いできない場合	<p>◆被保険者が不慮の事故等により死亡または所定の高度障害状態に該当した場合でも、その原因が次によるときは、災害死亡・災害高度障害保険金をお支払いできません。この場合には、死亡・高度障害給付金をお支払いします。(ただし、⑨⑩⑪の場合は死亡・高度障害給付金もお支払いできません。)</p> <p>①被保険者の故意または重大な過失によるとき ②災害死亡保険金については、受取人の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の犯罪行為によるとき ④被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑧地震、噴火、津波、または戦争その他の変乱によるとき(ただし、保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときには、その程度によって、災害死亡・災害高度障害保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。) ⑨詐欺によるものとして契約が取り消されたとき、または不法取得目的によるものとして契約が無効とされたとき ⑩保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由により契約が解除されたとき ⑪契約者または保険金・給付金などの受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により契約が解除されたとき</p>		
●解約と解約返戻金	<p>◆払い込みいただいた保険料は預貯金と異なり、一部は保険金などのお支払いにあてられるほか、契約の締結や維持に必要な経費としてもあてられます。このため、毎月一定額を継続して払い込んだ場合、解約の時期によっては、解約返戻金が払込保険料累計額を下回ります。なお、途中で保険料を増額した場合、または一部払出を行った場合などには、解約返戻金が払込保険料累計額を下回る期間がより長くなる場合があります。</p> <p>◆2年未満で解約の場合、早期解約に伴う解約控除が適用されるため、積立金額から一定の割合を控除した金額を解約返戻金としてお支払いします。</p>		
●契約者配当金のお支払い	<p>◆契約後2年目からの契約者配当金は第一生命所定の利率による利息をつけて積み立てておき、年金支払開始日に年金額の増額にあてます。年金支払開始日前に契約が消滅した場合は、保険金等とともにお支払いします。</p> <p>◆年金支払開始後2年目からの契約者配当金は年金額の増額にあてます。</p>	<p>◆契約後2年目からの契約者配当金は第一生命所定の利率による利息をつけて積み立てておき、保険金等の支払時にあわせてお支払いします。</p>	
●契約者によって解約されたものとみなす場合	<p>◆契約者が、保険料払込期間中、退職等の理由により勤労者でなくなった日から2年を経過したときは、その2年を経過した日において契約者によって解約されたものとみなします。</p> <p>◆保険料が払い込まれないままで最後に保険料が払い込まれた日から2年を経過したときは、その2年を経過した日に契約者によって解約されたものとみなします。(財形年金積立保険で最後の保険料が払い込まれて2年以内に満了日を迎える契約は除く)</p> <p>◆「租税特別措置法施行令」に定める継続適用不適格事由に該当した日から1年を経過したときは、その1年を経過した日に契約者によって解約されたものとみなします。</p> <p>※「租税特別措置法施行令」に定める継続適用不適格事由とは、「海外転動中に国内において賞金の支払を受けなくなった場合」、「海外転勤者が出国日から7年以内に国内勤務とならなかった場合」および「国内勤務後2か月以内に《海外転勤者の(特別)国内勤務申告書》を提出しなかった場合」をいいます。</p> <p>◆「租税特別措置法施行令」に定める育児休業等を取得し、「育児休業等をする者の財産形成非課税年金(住宅)貯蓄継続適用申告書」を提出した場合、保険料の払い込みがないままで、育児休業等の終了直後に支給される給与(賞与時払みの場合は賞与)の支給日から1か月を経過したときは、育児休業等の終了日の翌日に契約者によって解約されたものとみなします。</p> <p>◆住宅取得・増改築等の前に生存給付金を払い出し、払出基準日から2年を経過する日または住宅取得・増改築等の日から1年を経過する日のいずれか早い日までの間に必要書類の提出がなかったときは、払出基準日から2年を経過した日において契約者によって解約されたものとみなします。</p>		
●税制上の取り扱い	<p>◆目的どおり年金で受け取ったときは、すべて非課税ですが、年金開始日以後5年以内に一括払(解約)した場合、すでに非課税で受け取った差益に対して、遡及して20.315%源泉分離課税されます。(※1)</p> <p>◆要件違反(目的外含む)が生じた場合には一時所得課税対象となります。</p>	<p>◆住宅取得・増改築等の費用にあてたための生存給付金は原則非課税ですが、要件違反(目的外含む)が生じた等の場合は差益に対して20.315%源泉分離課税されます。また、解約時等に発生する差益に対して20.315%源泉分離課税されます。(※1)</p>	<p>◆満期時や解約時等に発生する差益に対し、20.315%源泉分離課税されます。(※1)</p>
<p>(※1)2013年1月より、納付すべき所得税の額の2.1%が復興特別所得税としてあわせて源泉分離課税されています。</p> <p>◆生命保険料控除の適用はありません。</p>			

財形貯蓄種類 (商品名)	第一の財形年金貯蓄 (財形年金積立保険)	第一の財形住宅貯蓄 (財形住宅貯蓄積立保険)	第一の財形貯蓄 (勤労者財産形成貯蓄積立保険)
●基礎率等(予定利率・予定死亡率等)の変更	◆金利水準の低下その他著しい経済変動など、この保険の契約の締結の際予見しえない事情の変更または財形法の改正により特に必要があると認めるときには、主務官庁の認可を得て、普通保険約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがあり、その場合には、【積立金額例表】の積立金額を大きく下回る可能性があります。従って、記載の積立金は将来の受取額を約束するものではありません。なお、計算の基礎を変更する場合には、事前にその旨をお知らせします。		
●生命保険契約者保護機構	◆保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時に約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。 ◆保険業法にもとづき設立された生命保険契約者保護機構により、会員である生命保険会社(第一生命は会員として加入しています)が万一経営破綻に陥った場合に、保険契約者保護の措置が図られますが、この場合契約時に約束した保険金額、年金額、給付金額等の削減など、契約条件が変更されることがあります。 ◆詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。 生命保険契約者保護機構 電話: 03-3286-2820 ※受付時間 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00(祝日・年末年始を除く) ホームページアドレス: https://www.seihohogo.jp/		
●会社制度	◆保険会社には「株式会社」と「相互会社」がありますが、第一生命は株式会社です。 ◆株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」(構成員)として会社運営に参加することはできません。		
●第一生命苦情相談窓口	◆生命保険の手続きや契約に関する苦情・相談については、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。 お問い合わせ先 契約サービス部 東京団体事務課 財形グループ 電話番号 0120-998-665 ※月～金曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)		
●保険金・給付金などをめれなくご請求いただくために	◆保険金・給付金などのお支払事由に「該当するのでは?」と思われる場合や、ご不明な点が生じた場合は、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。 お問い合わせ先 契約サービス部 東京団体事務課 財形グループ 電話番号 0120-998-665 ※月～金曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)		
●(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」	◆この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。 ◆(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。 (ホームページアドレス: https://www.seiho.or.jp/) ◆生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。		

【積立金額例表】(毎月払1万円の場合の例)(全商品共通)

- ◆財形年金積立保険における年金額は以下の積立金額にもとづいて計算されます。また、年金額は、現時点で確定しておらず、基礎率等(予定利率・予定死亡率等)の変更により変動することがあります。
- ◆財形住宅貯蓄積立保険における生存給付金、勤労者財産形成貯蓄積立保険における満期保険金等は、以下の積立金相当額となります。(いずれも非課税・課税前の場合の金額です。)
- ◆各商品の解約返戻金額は、以下の積立金額にもとづいて計算されます。(2年未満で解約の場合、早期解約に伴う解約控除が適用されるため、解約返戻金額は積立金額よりも少額となります。)
- ◆基礎率等(予定利率・予定死亡率等)の変更の欄を必ずご確認ください。

	払込保険料累計額	積立金額	必ずお読みください
1年経過時	12万円	120,120円	◆記載の積立金は、2022年4月現在の基礎率等(予定利率・予定死亡率等)がそのまま推移したと仮定して計算したものです。解約の時期によっては、解約返戻金が払込保険料累計額を下回ります。なお、途中で保険料を増額した場合、または一部払出を行った場合などには、解約返戻金が払込保険料累計額を下回る期間がより長くなる可能性があります。 ◆また、他金融機関からの預け替えにより第一生命商品にご加入いただく場合にも、当初の積立金は、預け替え時の元本を下回ることがあります。
2年経過時	24万円	240,460円	
3年経過時	36万円	361,030円	
4年経過時	48万円	481,820円	
5年経過時	60万円	602,830円	
7年経過時	84万円	845,550円	
10年経過時	120万円	1,211,340円	
15年経過時	180万円	1,825,670円	

【注】記載の数値には積立配当金額を含んでおりません。配当金額はそれぞれの支払時期の前年度決算により決定します。

《お申し込みの前に必ずお読みください！》

～第一の財形年金貯蓄・第一の財形住宅貯蓄における保険料累計額の制限について～

財形貯蓄種類 (商品名)	第一の財形年金貯蓄 (財形年金積立保険)	第一の財形住宅貯蓄 (財形住宅貯蓄積立保険)
●保険料累計額の 最高限度額 (非課税申告額)	<p>◆保険料累計額は、「財産形成非課税年金貯蓄申告書」に記載された最高限度額までとなります。</p> <p>◆申告書の最高限度額は、保険料累計額が 385 万円以内(財形住宅貯蓄とあわせて 550 万円まで)</p> <p>※保険料累計額は、払い込みいただいた保険料の累計額であり、積立金残高ではありません。</p>	<p>◆保険料累計額は、「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に記載された最高限度額までとなります。</p> <p>◆申告書の最高限度額は、保険料累計額で 550 万円以内(財形年金貯蓄とあわせて 550 万円まで)</p> <p>※保険料累計額は、払い込みいただいた保険料の累計額であり、積立金残高ではありません。</p>
●非課税申告額に 達した場合の取 り扱い	<p>◆保険料累計額が「財産形成非課税年金貯蓄申告書」に記載された最高限度額に達した場合、以後の保険料の払い込みはできず、払込中断の手続きが必要となります。</p> <p>◆2 年以上、保険料の払い込みがない場合、契約は解約となり、課税対象となります。(2 年以内に満了日を迎える契約を除きます。)</p>	<p>◆保険料累計額が「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に記載された最高限度額に達した場合、以後の保険料の払い込みはできず、払込中断の手続きが必要となります。</p> <p>◆2 年以上、保険料の払い込みがない場合、契約は解約となり、課税対象となります。</p>
●非課税限度額 超過のお知らせ について	<p>◆「財形年金積立金残高のお知らせ」などで保険料累計額の非課税申告額超過予定時期をお知らせしますのでご確認ください。</p> <p>※「財形年金積立金残高のお知らせ」は、勤務先が指定する月に毎年 1 回以上契約者あてに送付します。</p>	<p>◆「財形住宅積立金残高のお知らせ」などで保険料累計額の非課税申告額超過予定時期をお知らせしますのでご確認ください。</p> <p>※「財形住宅積立金残高のお知らせ」は、勤務先が指定する月に毎年 1 回以上契約者あてに送付します。</p>
●契約内容の 変更について	<p>◆非課税申告額の変更、保険料の変更、払込中断等を希望する場合、「変更申込書」に必要事項を記入のうえ、勤務先を経由してご提出ください。</p>	<p>◆非課税申告額の変更、保険料の変更、払込中断等を希望する場合、「変更申込書」に必要事項を記入のうえ、勤務先を経由してご提出ください。</p>

●関係法令	<p>◆勤労者財産形成促進法 ・同法施行令 ・同法施行規則</p> <p>◆租税特別措置法 ・同法施行令 ・同法施行規則等</p> <p>※税務の取り扱いについては、2021 年 5 月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。</p>
-------	---

(注)この「重要事項説明書(注意喚起情報)」は、2021 年 5 月現在の関係法令にもとづくもので、今後関係法令の改正等により取り扱いが変わる場合があります。

(登)C21P0123(2021.6.18)